

市商連ニュース

令和5年3月1日 No.102

一般社団法人 川崎市商店街連合会

<https://k-shouren.jp/>

☎044-548-4107

【中小企業庁】令和4年度第2次補正予算 面的地域価値の向上・消費創出事業

国の令和4年度第2次補正予算による補助金制度「面的地域価値の向上・消費創出事業」が2月8日に公表されました。予算額は10億円で、商店街が自らの魅力・地域資源等を用いて実施する、滞留・交流空間整備や消費創出事業等について支援するもの。専門家が伴走して行う事業が対象となります。 ※【専門家】中小企業診断士・商工会議所・金融機関など
対象事業：回遊促進事業、体験事業、情報発信強化、空き店舗の活用、歩道等の利活用、景観整備などで、売上高の報告も必要となります。

【補助率】 2/3

【補助額】 上限額 3,000万円、下限額 200万円

【募集期間】 4月上旬まで

また、今回の事業について検討したい商店街については、アドバイザーとして川崎市の専門家派遣が無料で受けられます。結果的に補助金のエントリーをしなくても、川崎市からの専門家派遣は受けられます。

<https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/2023/230208menteki.html>

マスク飲食実施店認証制度の変更

国の「マスク着用の考え方の見直し」を受けて、「マスク飲食実施店認証制度」が変更され、3月13日（月）以降、「飲食店等感染防止対策実施店認証制度」に改められます。

今後は、認証条件から「マスク飲食の実施」が削除されますが、そのほかは変わりません。手指消毒の徹底、パーティション等の設置、座席の間隔の確保、換気の徹底などは、引き続き

取り組んでください。



い。認証書は引き続き有効となります。

なお、マスクの着用は、個人の判断に委ねられるものとなりますが、事業者が感染防止対策の

理由から利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容されるとされています。

5月8日（月）から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に変更された場合、飲食店における感染防止対策である第三者認証制度は終了することとなります。

インボイス制度Ⅳ

令和5年（2023年）10月から始まるインボイス制度（適格請求書等保存方式）まで、約半年となりました。適格請求書（インボイス）を交付する場合は、令和5年3月末までに適格請求書発行事業者の登録申請を行う必要があります。



現在、課税売上高が1,000万円を超え、消費税を納めている事業者は登録してください。

一方、消費税を納めていない事業者（免税事業者）については、検討が必要です。

【登録を行う】消費税の納税義務が発生します。⇒インボイスの交付が可能となりますが、課税事業者として消費税の申告や納付が必要になります。

【登録をしない】取引先との関係に影響が出る可能性があります。（価格交渉・取引停止等）

⇒取引先はインボイスの交付を受けていないと仕入税額控除ができないため、発行を依頼していただくことが考えられます。適格請求書発行事業者でない場合、インボイスの発行はできません。⇒顧客が一般消費者である場合はインボイスを発行する必要がありませんので、登録が必要ないとも考えられます。

適格請求書発行事業者の登録要否については、自社の取引状況を確認した慎重な判断が必要です。

商店街活性化フォーラム

「商店街活性化フォーラム2023」を開催します。

日時：令和5年3月6日（月）午後2時～

場所：川崎商工会議所 2階 第4会議室